

令和6年2月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和6年2月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

田川 政文 委員

事務局の出席者は4名である。

事務局 総会の開催に当たり、報告いたします。本日は、現委員数24名中、23名の出席が
っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は
成立しております。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

議長 皆様、おはようございます。ただいまより、2月の農業委員会総会を開催いたしま
す。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、使
用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から、5ページ、15番までの15件です。

続きまして、西部地域、16番から、7ページ、22番までの7件です。

使用貸借権設定、東部地域、23番から、8ページ、24番までの2件です。

以上、審議番号1番から24番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第
2項各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当
しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案の審議番号3番、4番、7番並びに22番は、農地新規取得の案件であ
りますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当委員より報告をお願いいたし
ます。それでは報告をお願いします。

委員 審議番号3番の案件につきまして、1月26日に申請人の****氏と私、**、*
*推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたし
ます。

申請人の****氏は、現在、合川町に住んでおり、今回、草野町矢作の農地を叔
父から贈与にて取得して、耕作を始める予定です。

申請人の年齢は、51歳です。農作業は、主に本人のみで行うとのこと。

営農計画は、柿及び植木を栽培する計画となっております。

農業経験はこれまでありませんが、資格として、営農指導士、日本農業技術検定資格を所有されているとのこと。

就農後の相談相手は、父親へ相談を行うとのこと。

農機具については、耕うん機、軽トラック、発動機を借用にて使用される予定です。ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の継続利用や適正管理が見込めるものと考えられます。また、ヒアリングの結果について、2月1日の東部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

続きまして、審議番号4番の案件につきまして、1月26日、申請人の****氏と私、**、**推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、現在、国分町に住んでおり、今回、山本町耳納の農地を売買にて取得して、耕作を始める予定です。

なお、今後、農地から道路を挟んで東側の住宅に転居される予定となっております。

申請人の年齢は、74歳です。農作業は、主に本人と妻で行うとのこと。

営農計画は、野菜を栽培する計画となっております。

農業経験は、家庭菜園で12年の農作業経験があるとのこと。

農機具については、草刈り機、くわ、スコップを使用されています。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の継続利用や適正管理が見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、2月1日の東部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

委 員 続きまして、審議番号7番の案件につきまして、1月22日、申請人の****氏と私、**と、**推進委員、田主丸事務所職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、現在、田主丸町田主丸に住んでおり、今回、自宅に隣接する農地を売買にて取得して、耕作を始める予定です。

申請人の年齢は、67歳です。農作業は、主に本人のみで行うとのこと。

営農計画は、野菜を栽培する計画となっております。

農業経験は、家庭菜園で3年の農作業経験があるとのこと。

農機具については、スコップ等を所有されています。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の継続利用や適正管理が見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、2月1日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 続きます。審議番号22番の案件につきまして、12月25日に、申請人の****氏と私、**と、**推進委員、三潴事務所職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、現在、三潴町玉満に住んでおり、今回、自宅から20mの位置にある農地を売買にて取得して、耕作を始める予定です。

申請人の年齢は、47歳です。農作業は、主に本人のみで行うとのことです。

営農計画は、野菜を栽培する計画となっております。

農業経験は、家庭菜園で3年の農作業経験があるとのことです。

農機具については、耕うん機を所有されています。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の継続利用や適正管理が見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、2月2日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了し、採決に入ります。第1号議案につきまして、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

9ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、田主丸町竹野、田、500m²。申請理由、申請地を農業用資材置場及び駐車場として利用、及び休憩所を建築するものです。農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、北野町中、田、2筆、計1,163m²。申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するもの。農地改良行為です。

続きまして、西部地域、3番から、11ページ、8番までの6件です。

3番、申請地、大善寺町夜明、畑、42m²。申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いいたします。

4番、申請地、大善寺町夜明、畑、52m²。申請理由、申請地を農業用倉庫の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、藤山町、田、5筆、計2,541.47m²。申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの。農地改良行為です。

6番、申請地、藤山町、田、2筆、計1,544m²。申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの。農地改良行為です。

7番、申請地、宮ノ陣二丁目、畑、2.45m²。申請理由、申請地を進入路として利用するものです。

11ページをお願いいたします。

8番、申請地、城島町江上本、田、55m²。申請理由、申請地を自己用住宅及び倉庫の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委 員 東部審査会について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは1番です。転用目的は、農業用資材置場及び駐車場として利用し、その一部に休憩所を建築するものです。申請地は、竹野小学校から北へ約540m、久留米市東部運動公園から南東へ約1.1kmのところに位置します。

農地区分については農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び溜柵を經由して西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。約20cmの盛土をする計画です。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック4段とコンクリート畦畔、及び畦畔を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。令和4年9月に今回の申請地の一部を露天駐車場として一時転用しておりましたが、令和5年12月31日の期限までに農地に戻していませんでしたので、始末書付きの申請となっております。

理由といたしましては、7月の大雨の時に申請地が水没したので、このまま畑に戻しても野菜づくりに支障が出るので、全体的にかさ上げしたいということで、期限が切れています。

一時転用期間は、許可後から令和6年8月31日の予定で、改良後は野菜を作付けする計画となっています。

申請地は、北野総合支所から南東へ約250m、北野中学校から南西へ約770mのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

約20cmから40cmの盛土をする計画です。被害防除につきましては、法面施工及び既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

委 員 西部審査会について報告します。

審議番号3番、地図ナンバーも3番です。転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、大善寺小学校から南西へ約700m、三瀨小学校から北へ約1.2kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続し、排水されます。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせ、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーも4番です。

転用目的は、農業用倉庫の敷地を拡張するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、大善寺小学校から南西へ約700m、三瀨小学校から北へ約1.2kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせて、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーも5番です。転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、許可後から令和6年5月31日までの予定で、

改良後は米・麦を作付けする計画となっています。

申請地は、青陵中学校から東へ約800m、上津小学校から南へ約1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、第2種農地と第3種農地が混在しており、西側の農地につきましては、おおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので第2種農地と判断しております。東側の筆につきましては、上下水道管が埋設された沿道の区域であって、500m以内に2か所病院がある農地ですので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。高いところで約60cm盛土を行い、農地の高さを合わせる計画です。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーも6番です。

転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、許可後から令和6年5月31日までの予定で、改良後は米・麦を作付けする計画となっています。

申請地は、青陵中学校から東へ約800m、上津小学校から南へ約1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北側及び南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

高いところで約90cmの盛土を行い、農地の高さを合わせる計画です。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーも7番です。

転用目的は、進入路として利用するものです。申請地は、宮ノ陣中学校から西へ約1.1km、西鉄宮の陣駅から北へ約570mのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された沿道の区域であって、500m以内に病院と認定こども園がある農地ですので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で東側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。盛土はなく、整地のみを行い、周囲と高さを合わせる計画です。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせるにより、土砂の流出を防ぐ計

画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーも8番です。

転用目的は、自己用住宅及び倉庫の敷地を拡張するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、江上小学校から北西へ約700m、青木小学校から東へ約1.4kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で東側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、東側の水路へ排水されます。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。

以上、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題のないものと判断しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑、ないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第2号議案に賛成の方は、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とい

たしますが、審議番号7番は、農業委員会に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第3号議案は、審議番号7番とそれ以外に分けて審議いたします。

議席番号**番、****委員の退席を求めます。

それでは、審議番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、12ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

14ページをお願いいたします。

西部地域7番1件です。7番、申請地、小森野六丁目、畑、250m²。

申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。西部審査会より、報告をお願いいたします。

委員 西部審査会より報告をいたします。

審議番号7番、地図ナンバーは15番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、小森野小学校から南東へ約640m、西鉄宮の陣駅から北西へ約1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続して排水されます。

約20cm盛土を行い、西側の道路より高くする計画です。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを2段設置し、土砂の流出を防ぐ計画です。

この申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。
以上、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました
が、問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願
います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、採決に入ります。
第3号議案、審議番号7番に賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案、審議番号7番は可決されま
した。
審議番号7番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号**番、**
**委員の出席を求めます。
**委員に報告いたします。審議番号7番は可決されました。
続きまして、審議番号7番を除く第3号議案についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。
第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が
提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、2番の2件です。
1番、申請地、田主丸町田主丸、田、畑、3筆、計445m²。
申請理由、申請地を取得して、倉庫を建築するものです。
2番、申請地、田主丸町田主丸、田、348m²。
申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅及び農業用倉庫を建築するものです。
13ページをお願いいたします。
西部地域、3番から14ページの7番を除く、17ページ、13番までの10件です。

3番、申請地、荒木町白口、田、4筆、計1,933m²。

申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、荒木町白口、田、1,064m²。

申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場として利用するものです。

5番、申請地、荒木町藤田、田、450m²。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

14ページをお願いいたします。

6番、申請地、高良内町、田、2筆、計2,712m²。

申請理由、申請地を取得して、露天資材置場として利用するものです。

15ページをお願いいたします。

8番、申請地、大善寺町夜明、田、2筆、計2,101m²。

申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

16ページをお願いいたします。

申請地、宮ノ陣二丁目、畑、2筆、計200.87m²。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

10番、申請地、安武町安武本、田、3筆、計742m²。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅兼事務所及び倉庫を建築するものです。
農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11番、申請地、安武町安武本、田、853m²。

申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12番、申請地、城島町江上本、田、3筆、計369m²。

申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

17ページをお願いいたします。

13番、申請地、三瀨町西牟田、田、666m²。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（3区画）として利用するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委 員 東部審査会について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は、倉庫を建築するものです。申請地は、田主丸中学校から西へ約80m、田主丸総合支所から北西へ約690mのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

約60cm盛土をして、西側の道路より高くする計画です。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び石積み、法面施工及びコンクリートブロック5段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、農家住宅及び農業用倉庫を建築するものです。

申請地は、田主丸総合支所から南へ約260m、J R 田主丸駅から北東へ約350mのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

約1.3mから1.6mの盛土をして、北側の道路と高さを合わせる計画です。

被害防除につきましては、L型擁壁1.5mから2mを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

委員 続きます。西部審査会について報告します。

審議番号は3番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。なお、借受人は土木工事業を営んでおります。

申請地は、JR荒木駅から北西へ約850m、津福小学校から南東へ約700mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

高いところで、約50cm盛土を行い、西側の道路と高さを合わせる計画です。

被害防除につきましては、コンクリートブロック4段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きます。審議番号4番、地図ナンバーは12番です。

転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。なお、譲受人が経営する老人ホームの新築に伴い、採用される職員の駐車場として利用するものです。

申請地は、JR荒木駅から北西へ約330m、津福小学校から南東へ約1.1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね300m以内に鉄道の駅がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下にて敷地内に新設するU字溝を經由して、北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

盛土は行わず、砂利敷きにて整地のみ行う予定です。

被害防除につきましては、周囲より高さを低くすることで、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きます。審議番号5番、地図ナンバーは13番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。なお、譲受人は産業廃棄物処理

業を営んでおり、従業員の駐車場として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から南東へ約680m、JR西牟田駅から北東へ約1.6kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

約10cm盛土を行い、西側の道路より高くする計画です。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを2段設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは14番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。なお、譲受人は土木工事業を営んでおります。

申請地は、青峰小学校から南西へ約1.3km、祐誠高等学校から北東へ約1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で西側の河川へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

高いところで約50cm盛土を行い、南側の道路と高さを合わせる計画です。

被害防除につきましては、緩衝地を設けて周囲との高さを合わせることにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

次のページです。審議番号8番、地図ナンバーは16番です。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。なお、借受人は土木工事業を営んでおります。

申請地は、西鉄大善寺駅から南西へ約350m、三潴小学校から北東へ約1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、第2種農地と第3種農地が混在しており、西側の農地につきましては、おおむね500m以内に鉄道の駅がある農地でありますので、第2種農地と判断しております。東側の筆につきましては、おおむね300m以内に鉄道の駅がありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排

水につきましては、発生しません。

高いところで約60cm盛土を行い、東側の道路と高さを合わせる計画です。

被害防除につきましては、コンクリートブロック3段を設置し、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは17番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、宮ノ陣中学校から西へ約1.1km、西鉄宮の陣駅から北へ約570mのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された沿道の区域であって、500m以内に病院と認定こども園がある農地ですので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由し、東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続して排水されます。

盛土はなく、整地のみを行い、東側の道路と高さを合わせる計画です。

被害防除につきましては、コンクリートブロック2段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは18番です。転用目的は、自己用住宅兼事務所及び倉庫を建築するものです。なお、譲受人は、工務店を営んでおります。申請地は、西鉄津福駅から西へ約1km、安武小学校から北東へ約1.3kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由し、南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続して排水されます。

高いところで約2.4m盛土を行い、東側の道路と高さを合わせる計画です。

被害防除につきましては、コンクリートブロック3段及びL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは19番です。転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。なお、譲受人は工務店を営んでおります。

申請地は、西鉄津福駅から西へ約1km、安武小学校から北東へ約1.3kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由し、南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

高いところで70cm盛土を行い、南側の道路と高さを合わせる計画です。

被害防除につきましては、コンクリートブロック4段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番、地図ナンバーは20番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、青木小学校から東へ約750m、江上小学校から北西へ約1.2kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して西側の水路へ排水されます。

高いところで約1m盛土を行い、東側の道路より高くする計画です。

被害防除につきましては、コンクリートブロック5段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号13番、地図ナンバーは21番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（3区画）として利用するものです。なお、譲受人は不動産業を営んでおります。

申請地は、西牟田小学校から南西へ約1.3km、西鉄犬塚駅から南東へ約1.5kmのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、新設される道路側溝から東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、新設される道路側溝から東側の道路側溝へ排水されます。

高いところで約75cm盛土を行い、東側の道路より高くする計画です。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを1段から2段及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。以上、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。それでは、審議番号7番を除く第3号議案に賛成の方、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手より、審議番号7番を除く第3号議案は可決されました。続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 18ページをお願いいたします。第4号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、三潯町田川、田、2筆、計517m²。現況、宅地。証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは22です。

2番、申請地、三潯町田川、畑、355m²。現況、宅地。証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは23です。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたしまして、採決を行います。第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 19ページをお願いいたします。第5号議案。農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。審議番号1番から3番までの3件です。

1番、申請人、荒木町荒木、****。経営面積、1万8,476m²。農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

2番、申請人、安武町住吉、****。経営面積、2万452m²。農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

3番、申請人、田主丸町益生田、****。経営面積、6万5,023m²。農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 20ページをお願いいたします。第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

1、所有権移転10件。2、利用権設定（農地中間管理事業関係）15件。

21ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、1番から22ページの5番までの5件です。

1番、所在地、荒木町荒木、田、2,498m²。推進機構への売渡しとなります。

2番、所在地、荒木町藤田、田、3,057m²。推進機構からの買入れとなります。

3番、所在地、高良内町及び上津町、田、畑、5筆、計3,257m²。推進機構への売渡しとなります。

4番、所在地、太郎原町、田、2,659m²。推進機構からの買入れとなります。

22ページをお願いいたします。

5番、所在地、安武町住吉、田、畑、3筆、計2,058m²。推進機構への売渡しとなります。

第2区、6番、7番の2件です。

6番、所在地、田主丸町牧、田、738m²。推進機構からの買入れとなります。

7番、所在地、田主丸町益生田、田、2,320m²。推進機構への売渡しとなります。

23ページをお願いいたします。

第3区、8番、9番の2件です。

8番、所在地、北野町赤司、田、2,616m²。推進機構への売渡しとなります。

9番、所在地、北野町石崎、田、2筆、計1,158m²。推進機構からの買入れとなります。

第4区、10番の1件です。

10番、所在地、城島町江上本、田、2筆、計5,590m²。推進機構からの買入れとなります。

24ページをお願いいたします。

2、利用権設定（農地中間管理事業関係）。こちらは、右下の総計のみご説明いたします。

契約件数15件、筆数40筆。設定面積6万2,195m²です。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から10番まで。2、利用権設定（農地中間管理事業関係）15件。以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第6号議案について、賛成の方、挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、第7号議案、久留米市地域農業振興計画の変更についてでございますが、次の第8号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更についてと関連した案件でございますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

25ページをお願いします。第7号議案、久留米市地域農業振興計画の変更について、久留米市長より久留米市地域農業振興計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

こちら第7号議案と第8号議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、申請対象の農地の農業振興地域内の位置づけを変更する、いわゆる農振除外、農用地区域から除外して白地にするということに対する意見を、所管部局の農政部農政課へ回答するために、総会にお諮りしているものとなっております。対象農地が土地改良事業の受益地である場合は、8号議案の整備計画を変更する前に振興計画を変更する必要がありますので、第7号議案にて振興計画の変更を行い、その後、8号議案にて整備計画の変更をするものとなっております。

こちらは、いわゆる農振除外ですので、その後の転用というものが出てくるわけなんですけれども、農用地区域内の農地を転用する際には、そういう農振除外をして白地にして転用ということになるんですけれども、除外をせずに農用地区域に残置したまま、その用途を変更する、用途区分の変更という手続きもございます。

それは、耕作目的から農業用施設用地に用途を変更することで、農用地のまま除外をすることなく、農業用倉庫ですとか、そういったものを建てることできるようになります。これは除外ほどの手続きが必要ないので、議案に上がってくることなく位置づけの変更をされます。例で行きますと、たまたま今月、議案の9ページの東部地域の1件目にありますように、田主丸竹野の、こちらの農地区分につきましては農振農用地です。農用地のままなんですけれども、転用目的は農業用の資材置場や駐車場及び休憩所、こちらは用途区分の変更ができる対象施設となっておりますので、除外まではせずに用途部分の変更をして転用が出てきた案件となっております。ですので、こちら農用地利用計画において指定された用途に供するため、例外的に転用が可能、除外はせずにできるといったところになっております。

今回、戻りまして、7号議案、8号議案はそういった農業用施設の位置づけではなく、除外が必要なので、あとは除外の基準というものはございますけれども、その幾つかの要件を満たしていることは確認した上で、農政課のほうに既に受付をしている案件となっております。

皆様、御存じの方もいらっしゃるかと思うんですが、除外は年に2回、10月と3月に農政部門のほうで受付を行っております、約1年かけて除外が完了するところになっております。その1年の間に、こういうふうに農業委員会の総会にかけて、農業委員会のほうの意見を取りまとめたりですとか、他の関係機関、土地改

良区のほうに意見を求めたりですとか、あとは県と協議をしながら、1年後によく除外が完了するといったところで、今回は農業委員会に対しての意見を求めているというところでの回答するための審議というところになっております。

すみません、前置きがちょっと長くなりましたが、議案の内容に入らせていただきます。

1、今回変更される地域農業振興計画の内容について。

①久留米市（旧久留米）地域の農業振興計画について、2件、上がっております。まず、1番目につきまして説明いたします。

こちらは、振興計画は旧久留米地域で、除外後の利用目的としては資材置場として使いたいというところになっております。

申請地の場所は、荒木町白口の田、2筆、計1,492m²です。地図ナンバーは24番となります。

次、2番目です。こちらも振興計画は旧久留米地域で、こちらは貸資材置場としての利用というところになっております。こちらは、転用者が代表を務める****が資材置場として使うということで、代表者が取得して会社に貸すといった目的となっております。

申請地は山천시ノ上町で、地目は田、面積が4,397m²、こちらを変更するものとなっております。地図ナンバーは25番です。

2番目の意見（案）にまいります。

農業委員会の意見の案といたしましては、当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との利用調整が図られることに鑑み、農用地区域に含まないこととすることが妥当であるとしております。

ただし、1番目の案件につきましては条件を設けさせていただいております。条件といたしますか、意見を付しております。読み上げますと、現時点では、他の所有農地も含めて農地としての営農状態が確認できないため、農地転用は不許可相当と判断するとしております。

続きまして、次のページ、26ページの第8号議案のほうにまいります。

第8号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更についてです。久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので付議いたします。

1、今回、変更される農業振興地域整備計画の内容についてです。

整備計画は1番から3番までの3件です。なお、1番、2番につきましては、第7号議案と内容が重複しておりますので、説明は割愛いたします。

整備計画3番、資材置場として利用されるものです。

申請地は、高良内町の田、1,625m²を変更するものです。地図ナンバーは26番です。

2の意見(案)です。本計画の変更(案)については、農業委員会としては、農業の周辺の農業生産に特段支障はないものと思われるとしております。ただし書として、先ほどの第7号議案であった1番につきましては、現時点では、他の所有農地を含めて農地の営農状況を確認できないため、農地転用は不許可相当と判断すると、同じ文言をつけさせていただいております。

最後に、「また」のところにまいります。こちらは、農業振興整備計画3番については、隣接する資材置場が完成し利用開始されなければ、農地転用は不許可相当と判断するとなっております。これは、今回除外をするところの西隣りの申請地につきまして、農地転用が出されているものになっておりますので、こちらの進捗状況、利用状況等も踏まえまして、実際除外後の農地転用許可申請が上がってくる際には、前段の転用許可が完了していないと受け付けることができないというところが、今、どの案件もそういうふうな運用をしているところですので、その内容をこちらのほうに書かせていただいているところとなっております。

説明が長くなりましたが、第7号議案、8号議案につきましての説明は、以上となります。

議 長 事務局の説明が終わりましたけれども、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。なお、採決に当たりましては、第7号議案と第8号議案に分けて採決いたします。

第7号議案について賛成の方、挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。
続きまして、第8号議案について賛成の方、挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てに通知をいたします。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
事務局の説明を省略いたします。それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 ないようでございますので、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。
次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、8番、後藤マス子委員、21番、福島哲憲委員にお願いをいたします。
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。